



Q1 納入告知書を紛失した。再発行してもらえるのか？

A 再発行いたしますので、このパンフレットの前記3「お問い合わせについて」を参考にして、九州総合通信局まで「電話、ファクシミリまたはハガキ」でご請求ください。

Q2 無線局の再免許の手続き方法は？

A 無線局免許の有効期間は、無線局の種類により定まっており、例えばアマチュア局や船舶局などは5年間となっており、免許の有効期間後も継続して無線局を運用するためには、再免許申請を行う必要があります。

再免許申請の手続きは、アマチュア局の場合、免許の有効期間満了の1年前から1カ月前までに、それ以外の無線局は有効期間満了の6カ月前から3カ月前までに行う必要があります。

なお、上記の期間内に再免許申請が行われなかった場合、無線局は失効となり、電波利用料は発生しなくなりますが、失効する以前に発生していた電波利用料が未納である場合は、無線局の状態に関係なく納付しなければなりません。

Q3 無線を使用していないのに電波利用料の納入告知書が送付されてくる。また、電波利用料を請求されなくするにはどうすればよいのか？

①無線局免許の有効期間が残っている場合

電波利用料は、無線局を運用していなくても、「無線局廃止届」の提出が無い場合は、免許の有効期間まで納付しなければなりません。

「無線局廃止届」の提出については、下記の「無線局を廃止するときは」を参照してください。

②無線局免許の有効期間が残っていない場合または、すでに「無線局廃止届」を提出している場合

無線局免許の有効期間が残っておらず、免許が失効している場合も、失効する以前に発生していた電波利用料が未納である場合は納付しなければなりません。

また、すでに無線局廃止届を提出された場合であっても、九州総合通信局に「無線局廃止届」が受理された日（書類が届いた日）以前に発生していた電波利用料が未納である場合は納付しなければなりません。

無線局を廃止するときは

- ①廃止届は、右の様式例に従い適当な用紙（右の用紙を切り取ってハガキに貼り付けても結構です）に必要な事項を記入のうえ、九州総合通信局まで提出してください。
- ②「廃止の年月日」は、廃止予定日を記入して下さい。ただし、免許人が死亡した場合は「死亡」と明記し、死亡年月日及び免許人との続柄（例：妻）を記入してください。
- ③2～5の事項については、無線局の免許状または納入告知書と一緒に送付される「電波利用料納付のお願い」の記載内容を参照して記入してください。

無線局廃止届	
平成 年 月 日	
九州総合通信局長 殿	
免許人住所 〒	
フリガナ	
免許人氏名	印
電話番号	
下記の無線局を廃止したいので、電波法第22条の規定により届け出ます。	
記	
1.廃止年月日 平成 年 月 日	
(理由等)	
2.無線局の種類	
3.無線局の免許番号	
4.無線局の免許年月日	
5.識別信号（呼出名称・呼出符号等）	
注（パーソナル無線を除く）	
6.無線局免許状送附	☐ 有 ☐ 無

Q4 最近住所を変更した。納入告知書の送付先を変更するにはどうしたらよいのか？

A 住所変更により、納入告知書の送付先を変更する場合は、九州総合通信局財務課電波利用料担当（096-326-7843）まで電話をお願いいたします。

なお、上記に伴い、免許状に記載されている住所をあわせて変更する場合は、電波法の規定に基づく変更申請（届）が必要ですので、九州総合通信局のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ru/at/change.html>）からダウンロードされるか、（財）情報通信振興会（03-3940-3951）または、お取引のある販売店・代理店等へお問い合わせされて入手してください。

また、免許人住所以外の住所（事業所等）へ電波利用料の送付先を希望する場合は、納入告知先申出書（用紙は九州総合通信局ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ru/procedure.html>）からダウンロードできます）を提出する必要があります。

電波利用料

についてのお知らせ

電波利用料は、電波の効率的な利用、無線局の安定的な運用の確保、無線局申請等の迅速な処理及び効率的に管理するための費用を、無線局を所有している皆様に公平に分担していただくための無線局全体の共益的な費用です。

電波利用料の適正、効率的な納付にご協力をお願いします。

電波利用料は、電波法により無線局の免許取得と同時に発生するもので、免許の有効期間中は毎年1回納付するように定められています。

新たに無線局免許を取得された方の納入告知書（納付用紙）については、免許の日の直後に別途送付されます。

電波利用料は、免許有効期間において、無線局の運用の有無、無線機器の所有の有無に関わらず納付していただく必要があります。無線局の免許を必要としなくなった場合は、必ず「無線局廃止届」を提出してください。



お手持ちの納入告知書は納付期限を経過した後でも使用できます。なお、納入告知書を紛失した場合は、再発行ができます。別記のお問い合わせ先までご連絡ください。

電波利用料の料額が平成23年10月1日に改定されました。無線局の種類によって、料額が変わっていますので当局ホームページ「お知らせ」を参照されるか、または別記の各免許担当課の連絡先までお問い合わせください。



総務省 九州総合通信局

〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1
ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu>

1 電波利用料納付の流れ



延滞金の納付について

督促状の発送以降に納付される方は、延滞金も併せて納付する必要があります。ただし、元本が1,000円未満、あるいは延滞金の額が100円未満のときは延滞金を納付する必要はありません。
※延滞金について、詳しくは九州総合通信局へお問い合わせください。（別欄に電話番号記載）
 参考：〔延滞金の計算方法〕 元本額×〔納付期限翌日から納付の日前日までの日数〕÷365

2 納付場所は

電波利用料はお近くの郵便局（簡易郵便局を除く）、または銀行、信用金庫等の金融機関（一部の漁協、農協を除く）で納付してください。

また、インターネットバンキングを利用した電子納付^{※1}や、ペイジーマーク^{※2}のついたATM設置金融機関におけるATMでの納付も可能となっています。

さらに、バーコードが印字された納入告知書であれば、コンビニエンスストアでも納付できます。^{※3}

※1 電子納付をご利用できない金融機関がありますので、ご確認のうえ納付願います。
 ※3 コンビニエンスストアでの納付は納入告知書の発行から1年間に限り可能です。
 なお、利用可能なコンビニエンスストアにつきましては、納入告知書でご確認願います。



3 お問い合わせについて

当局から下記の書類が届いている場合は、**整理番号（11桁の数字）**をご確認の上、担当窓口へ申し出てお問い合わせをお願いいたします。

なお、納入告知書を紛失されて**再発行**を希望される場合は、「**24時間自動応答受付**」により直接依頼ができます。

納入告知書（納付書）をお持ちの場合

整理番号（11桁の数字）

督促状をお持ちの場合

整理番号（11桁の数字）

※その他、**催促状（ハガキ）**にも同じように整理番号（11桁の数字）が記載されています。

4 便利な納付方法は

前納の場合

前納申出書 (記載例)

九州総合通信局長殿

免許人 住所(〒000-0000) 〇〇市〇〇町 〇〇番 電波太郎 (電波)

氏名または名称 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

電波法施行規則の規定により、電波利用料の前納を希望するので、下記のとおり申し出ます。

1.無線局の種類 記
アマチュア局

2.無線局の免許番号
九A第1234号

3.無線局の免許年月日
平成11年12月1日

4.前納に係る期間
☒ 免許の有効期間満了日まで
☐ 年分(年単位)

※多数の無線局を保有している免許人で、免許年月日の違う無線局の電波利用料はそれぞれ異なる月日に納入告知書が発行されます。年度の始まる前の一定期間に一括前納を申し出ますと、新年度分をまとめて前納することが可能になります。九州総合通信局までお問合せください。

前納は、無線局の免許の有効期間内の任意の年数分を一括して納付するもので便利です。

注意点

- 前納と口座振替を併せて利用することはできません。
- 包括免許（免許番号が「九包第〇〇〇号」のもの）の場合は、前納の取り扱いはできません。
- 左記の例に従い適宜の用紙に記載し、押印のうえ、九州総合通信局まで送付してください（ハガキ可）。
- 前納をご希望の方はあらかじめ提出しておく必要があります。次年度に、お申し出のあった期間の電波利用料の納入告知書をお送りします。
- 無線局の免許番号は正確に記載してください。（例：アマチュア局の場合「九A第〇〇〇号」）

口座振替の場合

1.金融機関名及び口座番号 (注：申出人（免許人）御本人の口座を指定してください。)

銀行コード 支店コード 預金口座 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

フリガナ クマモトシノブ 1-4 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

住所 〒860-8795 熊本市二の丸1-4 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

電波ビル302号

フリガナ デンバ タロウ

口座名義人 電波 太郎

T E L (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

口座振替は金融機関の口座から電波利用料を引き落とすもので、窓口納付に比べて便利です。

注意点

- 前納と口座振替を併せて利用することはできません。
- 申し込みの時には、本人の口座が必要です（例：子供のアマチュア局の電波利用料を親の口座から引き落とすことはできません）。また、無線局と口座の「免許人名、住所」「口座名義人、住所」が同一でないと受け付けられません。
- 申込書が必要な場合は、九州総合通信局に請求してください。
- 申し出から最初の振替が可能になるまでに、約1カ月程かかります。
- 無線局が失効して新たに免許を受けた場合は、再度、口座振替の申し出が必要になります。
- 無線局の免許番号は正確に（例：アマチュア局の場合「九A第〇〇〇号」）

電波利用料については、九州総合通信局財務課電波利用料担当へお問い合わせください。

■ 納入告知書を紛失した場合（督促、催促状関係） **TEL 096-312-7531** 24時間自動応答受付
FAX(24時間):096-356-3523

■ 再発行以外の場合（納入告知書関係） **TEL 096-326-7843**
平日8:30~12:00 13:00~17:15

無線局関係の手続きについては、無線局の種類ごとに各免許担当課へお問い合わせください。

無線局の種類	電波利用料額(年額)
アマチュア局、MCA・陸上移動局	300円
陸上課(私設無線)	500円
陸上課(自治体)	500円
簡易無線局	500円
船舶局・無線航行移動局	200円
陸上課(公益・運輸)	500円
航空海上課(漁業通信)(海上通信)	8,900円
基地局(一般的な場合)	

※電波利用料額の詳細については、九州総合通信局まで